

空襲被害者の援護に向けた実態調査の実施を求める意見書

第2次世界大戦が終わって、まもなく67年を迎えます。戦争中の相次ぐ空襲で、多くの国民が傷つき、身寄りを失いました。

国は、元軍人や軍属などだった人たちには、戦傷病者戦没者遺族等援護法などで、今日まで多様な国家補償を行ってきました。

しかし、民間の空襲などの被害者に対しては、未だに補償しようとはしていません。

戦時中は、国家総動員法や防空法などによって、民間人も戦争への参加・協力が義務づけられていました。

海外の実情を見ると、同じ敗戦国である旧西ドイツは1950年に制定した、戦争犠牲者援護法で、元軍人や民間人を区別せず、戦争の犠牲者として公平に援護し、他の欧米諸国も、その後、同様に補償しています。

空襲被害の賠償を求めた裁判で、2009年12月14日の東京地裁判決は、原告の請求は棄却しましたが、判決のなかで「被害者の実態調査や死亡者の埋葬、顕彰等についてできるだけ配慮することは、国家の道義的義務である」とし、「一般戦争被害者を含めた戦争被害者に対する救済、援助」は、国会が「立法を通じて解決すべき問題である」と明言しました。

本年4月25日東京高裁は、控訴審判決で、一審の地裁判決を支持し、原告側の控訴を棄却しました。

しかし、「立法を通じて解決すべき問題」とした一審判決の基本的な考え方は踏襲しました。

よって、国会及び政府におかれては、空襲被害者の援護に向けた実態調査を実施することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成24年6月19日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

宛